

消費者庁からの意見への対応について

平成 25 年 3 月
経済産業省

I. 全体的な評価

- 人件費、調達等に関して、基本的には「チェックポイント」が、査定方針案に的確に反映されたものと評価できる。このため、今般の査定方針案に適用された考え方や基準は、今後の料金査定を公平かつ効率的なものとする新たな指針になると考えられる。
- また、今回の公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。
- 他方、II. に掲げる個別の項目については、更なる改善を求める。
- 新料金体系への移行に向けた情報提供については、電力会社が消費者及び消費者団体（行政・事業者と消費者をつなぐ役割が期待される。（以下「消費者団体等」という。）に直接説明する等、単なる情報公開ではなく、個々の消費者に届くような積極的かつ丁寧な周知が必要であり、このために十分な周知期間をとるべきである。
- また、電力会社は、ホームページにFAQを掲載すること等を通じ、公聴会等で示された消費者の主な疑問に対して、明解かつ丁寧に答えていくべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成 24 年 3 月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、東京電力の料金審査プロセスを改善したが、関西電力及び九州電力の申請に係る審査に当たっては、東京電力の際の経験も踏まえて、更なる見直しを行った。具体的には、電気料金審査専門委員の委員として、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、東京電力の際よりも募集期間を長期化し、消費者団体等を通じ約 1,200 団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門委員会の委員の参加も得た。

2. 電気料金審査専門委員会の審査においては、消費者庁より示された「関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」も踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門委員会査定方針案（以下、「査定方針案」という。）に反映した。

3. 新料金体系への移行に向けた情報提供については、これまで関西電力及び九州電力において、消費者団体等への説明会、個別訪問、ホームページ上での情報提供等を行ってきたところであるが、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。また、新料金体系の実施時期は、十分な周知期間を確保する観点から、5 月 1 日とする。

II. 今般の値上げの認可申請に際し検証した事項

1. 人件費等について

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、査定方針案では 55% を上限としているが、法定負担割合の 50% を目指した削減とすべきである。
- ・自社持株奨励金として従業員拠出金に対して 5% の奨励金を支出している点については、原価算定算入には適さない。
- ・カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化すべきである。

これらの項目については、消費者の納得性に鑑みて、必要最低限の額を計上すべきである。

1. 「一般電気事業供給約款料金審査要領」（平成 24 年 3 月全面改定。以下、「審査要領」という。）において、「人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者 1,000 人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。」と定められている。

2. 健康保険料については、健康保険法第 161 条において、「被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する」と定められているが、同法第 162 条では、「健康保険組合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる」と定められている。査定方針案では、健康保険料の事業主負担割合については、審査要領における基準に基づき、「健康保険組合の現勢（平成 24 年 3 月末現在）」において、700 人以上の被保険者を必要とする「単一組合」に「連合組合」を加えた「単一・連合の計」（全組合の 81.6%）の平均事業主負担割合（55%）を上限として原価算入を認めることができるとされているが、他の公益企業の例も参照しつつ、事業主負担割合が原価算定期間中に 53% 台に低減するものとして、原価算入することとする。

3. 一般厚生費については、労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業としての責務を果たすもののか、各種奨励金やカフェテリアプラン等従業員の福利厚生、モチベーションの維持・向上を図るものも含まれているが、関西電力・九州電力ともに、これまで各種奨励金等の廃止・整理、体育・保養施設の廃止等を行ってきた結果、今回の申請における従業員一人あたりの一般厚生費は、前回平成 20 年料金改定原価に比べ、それぞれ 28.1 万円から 25.9 万円（関西電力）、32.8 万円から 24.1 万円（九州電力）に減額されている。この結果、審査要領に基づき、日本経済団体連合会「2011 年度福利厚生費調査結果報告」の 1,000 人以上企業の平均値（31.1 万円）と比較した両電力会社の一人あたりの一般厚生費の水準は妥当であると考えられる。ただし、持ち株奨励金については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、原価算入を認めないこととする。

(参考) 関西電力及び九州電力による厚生費効率化の状況

(関西電力)「第2回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」資料5-1より

一般厚生費の効率化

10

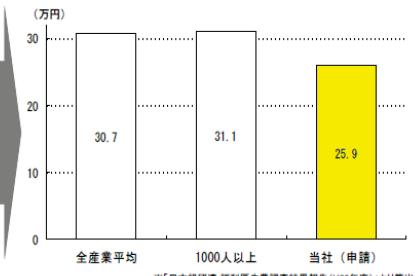
・当社は從来から一般厚生費の不断の効率化に取り組んでおり、既に部分自由化前（平成11年度）と比べ、約74億円削減。さらに今回申請にあたり保養所の全廃などを実施し、一人あたりの一般厚生費は25.9万円と、全産業平均（30.7万円）、1000人以上平均（31.1万円）よりも低い水準。

一般厚生費の削減 (H11→今回申請)

①一般厚生費の削減(H11→H23年度)

〔費用削減項目〕	(金額)
財形施策の削減	▲64億円
保養所の廃止(12→2箇所)・文化体育費の削減およびカフェテリアプランへの仕組替え	▲10億円
社宅・寮運営費の削減	▲2億円
〔費用増加項目〕	
メンタルヘルス対策、労働災害防止施策の拡充	+2億円
H11→H23 増減合計	▲74億円

【一般厚生費(一人あたり)の水準】



②一般厚生費の削減(今回申請)

〔費用削減項目〕	(金額)
保養所の全廃(2→0箇所)、飲食施設の全廃(1→0箇所)、体育施設の廃止(6→1箇所)	▲4億円

225

(関西電力) 第13回電気料金審査専門委員会資料8-3より

5. 厚生費の概要

15

- 法定厚生費は、給料手当の引下げに伴う削減や、健康保険料における会社負担比率を6.6%から5.6%（単一・連合の計、H23.3末）に引き下げることで、前回（H20改定）に比べ、約28億円の減少。
- 一般厚生費は、保養所の全廃などを織り込むことで、前回（H20改定）に比べ、約4億円の減少。

(単位:百万円)

	前回 (H20) ①	今回 (H25~H27平均) ②	差引 ③-②-①	備考
法定厚生費	24,526	21,752	▲2,774	給料手当の削減に伴う減少(法定厚生費全般)
健康保険料	8,708	7,327	▲1,381	会社負担比率の引下げ(現行:66.2%→56%)
雇用保険料	1,590	1,232	▲359	
厚生年金保険料	12,795	11,906	▲889	
介護保険料	445	549	104	介護保険料率の増加(前回:3.95%→今回:5.5%)
期末社会保険料引当・充当	36	▲147	▲182	
その他法定厚生費	951	884	▲67	
一般厚生費	6,133	5,705	▲428	
厚生施設費	2,338	1,898	▲440	保養所全廃等
文化体育費	36	35	▲1	体育・文化部活動実績の減少
保健費	638	777	139	安全衛生対策費用の増加
慶弔費	307	265	▲42	弔慰金支払実績の減少
持株会獎勵金	130	136	7	持株会獎勵金の増加
持家財形貯蓄利子補給	665	475	▲190	貯蓄残高の減少
カフェテリアプラン	1,471	1,555	84	カフェテリアポイント使用実績の増加
その他一般厚生費	548	564	16	遺児育英年金支払実績の増加
厚生費 計	30,659	27,457	▲3,202	

(九州電力)「第2回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」資料6より

福利厚生費の効率化

「第2回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」資料6(P10)

- 健康保険料の会社負担割合の見直しや、当社所有の保養所の全廃、財形制度補助金の見直し等を実施したことにより、前回原価と比べ27.1億円削減。

〔主な見直し内容〕

(億円)

項目	前回 (H20)	今回 (H25~27平均)	今回 -前回	主な内容
法定 厚生費	150.4	134.5	▲15.9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険料の会社負担割合の見直し (▲5.6) <ul style="list-style-type: none"> ・65.8% → 58.5% ○ 年収水準見直し、人員減による費用の減 等 (▲10.3)
一般 厚生費	40.1	28.9	▲11.2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社保有の保養所(4箇所)の全廃 (▲3.6) ○ 財形制度補助金の見直し (▲4.1) <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金会社保証利率の引下げ ・利子補給限度額の引下げ ○ カフェテリアプランの見直し (▲0.7) <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設利用補助の廃止等 ○ その他、保健費の削減、体育施設関係費用・文化体育費の原価不算入、人員減等による費用の減 等 (▲2.8)
合 計	190.5	163.4	▲27.1	—

5-1 法定厚生費

16

- 法定厚生費は、社会保険料率の引き上げがある一方で、年収水準の見直しの影響による減、健康保険料の会社負担割合の見直し等により、前回原価と比べ約16億円の削減。

	今回				前回 (H20)	今回一前回
	H25	H26	H27	H25-27平均		
健康保険料	4,562	4,522	4,473	4,519	5,438	▲ 919
介護保険料	449	479	498	475	278	197
厚生年金保険料	7,220	7,306	7,374	7,300	7,651	▲ 351
児童手当拠出金	128	126	125	126	104	22
労災保険料	208	206	204	206	340	▲ 134
雇用保険料	723	717	709	716	1,195	▲ 479
健康診断費	267	264	261	264	271	▲ 7
その他	24	24	24	24	0	24
原価不算入分	▲ 178	▲ 180	▲ 182	▲ 180	▲ 235	55
合 計	13,403	13,463	13,487	13,451	15,042	▲ 1,591

※ 原価不算入分は、新規事業・海外事業等の従事者分

5-2 一般厚生費

17

- 一般厚生費は、当社所有の保養所の全廃、財形制度補助金等の見直しなどにより、前回原価と比べ約1億円の削減。

	今回				前回 (H20)	今回一前回
	H25	H26	H27	H25-27平均		
保健費	163	161	159	161	222	▲ 61
衛生・安全関係費	71	70	70	70	74	▲ 4
厚生施設費	930	922	912	921	1,369	▲ 448
勤労義務制関係費	0	0	0	0	386	▲ 386
体育施設関係費	0	0	0	0	7	▲ 7
寮関係費	902	894	884	893	964	▲ 71
その他	28	28	27	28	12	16
文化体育費	0	0	0	0	51	▲ 51
慶弔費（年賀金）	15	15	15	15	24	▲ 9
団体定期保険料	99	98	97	98	108	▲ 10
共同施設運営費	180	178	176	178	269	▲ 91
共済会	89	88	87	88	92	▲ 4
自社扶助資金	67	66	66	66	67	▲ 1
財形制度補助金	269	266	263	266	765	▲ 499
厚生措置	105	104	103	104	110	▲ 6
カフェテリアアプロン	966	957	946	956	1,011	▲ 55
その他	7	7	7	7	5	2
小 計	2,959	2,932	2,900	2,930	4,167	▲ 1,237
原価不算入分	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 37	▲ 150	113
合 計	2,922	2,895	2,863	2,894	4,017	▲ 1,124

※ 原価不算入分は、新規事業・海外事業等の従事者分

○退職給付費用については、給与水準の削減と整合的になっているか確認すべきである。

1. 関西電力及び九州電力の退職給付制度は、毎年度の勤務成績に応じて退職給付の基礎となる金額が加算され、この退職時までの累積加算額が退職時における退職給付額となる制度等となっており、給与手当の削減とは連動しない。
2. 他方で、標準的な従業員の退職給付金水準について、申請においては、関西電力が28,962千円、九州電力が25,910千円となっているが、審査要領に基づき、1,000人以上の企業を対象とした人事院調査のデータ値(26,526千円)及び中央労働委員会調査のデータ値(23,433千円)の平均値(24,980千円)を上限に、原価への算入を認める。
3. この結果、申請原価は、関西電力が約12億円、九州電力が約1億円削減される。

2. 調達等について

○競争入札の比率の目標を、昨年7月の東京電力株式会社値上げの対応を踏まえ、60%に近づけるべきである。

1. 競争入札の比率について、関西電力は、「平成23年度の競争発注比率は15%程度であり、競争発注以外の特命発注(85%程度)のうち、一般会社と関係会社の割合は、それぞれ約50%である」とした上で、「高い業務品質が必要な場合、既設関連でメーカーの知見等が必要な場合、時間的制約による場合、機能分離子会社にアウトソースしている場合など、競争発注が不能なものと困難なもので調達全体の70%弱を占めている。競争発注比率を、今後3年間で2倍の30%まで拡大させるとともに、拡大に向けた取組みを実施していくなかで、さらなる積み増しについても取り組んでまいりたい。その後については、安全・安定供給への影響、トータルコスト評価を考慮のうえ、3年後にあらためて目標を設定するなど、30%からの更なる積み増しを検討してまいりたい。」としている。

2. 九州電力は、「平成21～23年の3か年平均における随意契約による発注のうち、子会社・関連会社の占める割合は約44%、外部事業者の割合は56%である」とした上で、「新規取引先の開拓や分離発注の推進、お取引先提案の活用などの施策により、子会社・関係会社の取引を含め、今後3年間で平成23年度実績(14%)の2倍にあたる30%の目標達成を目指し、可能なものから速やかに実施するとともに、競争拡大へ向けた取組みを重ねていく中で、取組み実績を検証しながら、更なる積み増しについても検討してまいりたい。さらに、3年後にあらためて、それまでの取組み実績を検証のうえ、更なる競争拡大に向けた目標設定の検討を行うこととしたい。」としている。

3. 料金原価について、関西電力及び九州電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している¹が、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額する。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定する²。この結果、関西電力については約82億円、九州電力については約35

億円の原価の減額となる。

4. 調達の見直しについては、第三者の視点を持ってその進捗を継続的に検証していくことが重要であり、査定方針案においても、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを隨時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」とされていることもあり、今後、東京電力の事例を踏まえ、競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め具体的な対応策を検討してまいりたい。

¹ 調達費用について、関西電力は、平成22～24年度に特命発注から競争発注に変更した購入品(251件)について、競争発注導入効果を集約した結果、平均6.8%の削減を確認したため、削減率を7%と設定し、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件すべてに7%の削減を織り込んでいる。九州電力は、平成21～23年度の全社競争入札の実績を抽出して、削減率平均7.1%を算定し、今回申請の料金原価には、入札・随意契約を問わず、既契約分等を除く発注案件すべてに平均7.1%の削減を織り込んでいる。

² この10%の経営効率化を求める根拠として、査定方針案では、「関西電力及び九州電力が、7%の効率化目標を設定し、原価を圧縮していることは評価できるが、自らの調査に基づく削減幅であり、第三者による徹底的な調査を経たものではない。また、関西電力からは、分野によっては過去15%の削減を行った事例もあるとの説明があった。このため、7%の目標をそのまま受け入れることは困難である。関西電力及び九州電力の効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力において第三者による調査の結果設定された効率化目標数値である10%を、関西電力及び九州電力にも適用することが合理的である。調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について、関西電力及び九州電力と東京電力のものと比較した場

合、消費者物価指数等により地域補正した金額は、コスト削減前の東京電力・関西電力・九州電力では概ね同様の水準であることが確認された。このことから類推するに、コスト削減前のコスト水準は、3社でほぼ同等であったと考えられる。このため、効率化目標数値10%を適用し、減額を行う。」としている。

○子会社等からの調達について、人件費を含め、電力会社のコスト削減に照らした削減を可能な限り行うべきである。

1. 関西電力は、「関係会社の役員報酬や賃金については、各社が置かれた経営環境に鑑み、独自に判断することであり、当社がその内容を申し上げることは適當ではないと考えているが、効率化の方策として発注価格を7%削減することで、子会社・関係会社においても、人件費をはじめ、更なる効率化に努めていくものと考えている」、九州電力は、「当社から取引価格の低減を要請する中で、主に当社との資本関係が強い子会社・関連会社において、各社の経営状況に応じ、社長報酬を中心に▲20%前後の削減を行っている。なお、退職慰労金制度は、既に廃止している」とのことである。
2. 料金原価との関係では、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず10%の効率化を求める上で、子会社・関係会社に対しては、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。この結果、関西電力について約28億円、九州電力については約12億円の原価の減額となる。

○一般財団法人電力中央研究所の分担金については、真に必要な内容の研究に係る費用に限定して原価算入すべきである。

1. 電中研の分担金については、電気の安定供給・安全確保に資する技術開発など横断的な研究課題について電力各社が個別に行うよりも効率的に行いうる面があるが、料金認可にあたっては、研究内容を個別に精査し、①販売促進的側面が強いなど料金値上げの際の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似する研究、③重複している研究については、原価算入を認めないこととする（この結果、関西電力については、533件の研究テーマのうち12件、九州電力については、519件の研究テーマのうち9件が、原価算入を認めないことになった）。また、調達価格一般に適用される効率化努力の10%減額を行う。さらに、同分担金は、本来電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用分担するものであることから、分担金に含まれる電中研の入件費については、関西電力及び九州電力のコスト削減努力並に原価から減額（関西電力については申請額から約20%、九州電力については申請額から約30%を減額）し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力及び九州電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。
2. この結果、原価からの削減額は、関西電力については、約6億円、九州電力については約4億円となり、電中研分担金は、前回平成20年料金改定原価に比べて、両社ともに1／4弱程度の削減となる。

3. 事業報酬について

○事業報酬について、適正であるかを明解かつ丁寧に説明すべきである。その際には、次に掲げる消費者の持つ疑問の例を参考にされたい。

(事業報酬について、消費者の持つ疑問の例)

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に利用されている自己資本比率が実際よりも高い30%をベースに算定が行われ、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

1. 事業報酬は、借入金・社債に対する支払利息や株主への配当金等に充当するための資金調達コストに相当するものであり、いわゆる利益とは異なる。すなわち、電気を安全・安定的に供給するためには、発電設備や送変電設備等の建設・維持管理を行う必要があり、電気事業者はそのための巨額の設備投資資金等事業運営に必要な資金を調達する必要がある。資金調達は、銀行等からの借り入れ、社債の発行による調達（他人資本）や株式の発行等による調達（自己資本）により行われるが、銀行・社債の債権者にとっては利子率、株主にとっては配当や株価上昇などがそれぞれ期待する收益率を上回る場合に、資金調達が可能となる。このため、電気事業法においては、これらの收益率に相当する額を「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金による回収を認めており、一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「算定規則」という。）に基づき、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて算定される。

なお、かつては、支払利息や配当金等を積み上げるいわゆる積み上げ方式により事業報酬を算定していたが、積み上げ方式では、各社毎の資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことから昭和35年に現在の事業報酬制度に変更したものである。

2. 現行の事業報酬制度においては、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて事業報酬額が算定されることとなっているが、事業報酬率については、算定規則において、自己資本報酬率に3割、他人資本報酬率に7割のウェイトを乗じた加重平均としている。自己資本報酬率に乘じる比率である自己資本比率については、レートベース方式導入当時は5割とされていたが、平成7年にガス、通信、航空、鉄道といった類似の公益企業の自己資本比率を参考に、電気事業として適正な自己資本比率として3割が設定されたものである³。現状、関西電力及び九州電力の自己資本比率は3割を下回っており、配当や支払利息等の実際の資金調達コストを上回る額が事業報酬として認められているの

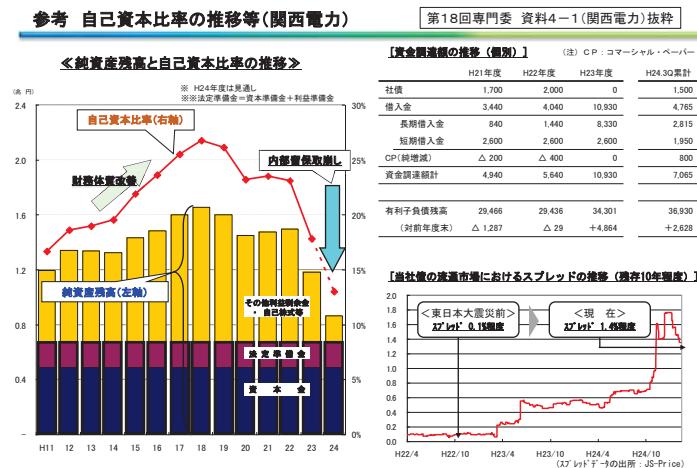
ではないかとの指摘があるが、関西電力、九州電力いずれも昨年度以降、大幅な赤字により自己資本が大きく毀損しており、財務体質悪化の中で資金調達環境が悪化している。こうした中、現行レートベース方式の下で資金調達コストの低減に努め、内部留保の充実を通じて将来の資金調達コストを低減させていくことは、中長期的な電気料金の安定性の観点から、需要家にとってもメリットがあるものと考えられる。

3. 審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する」とされている。関西電力及び九州電力においては、一部の原子力発電所について、料金算定上原価算定期間内の再稼働を見込んでいないが、これらの発電所についても、高経年化対策等に加え、更なる安全性向上対策等の実施を計画し、再稼働に向けた準備を進めているところであり、原価算定期間以降には稼働するものと想定しており、現時点においては「適正な事業資産価値（レートベース）」と認められる。

³ レートベース方式を採用しているガス事業、鉄道事業における自己資本比率はそれぞれ35%、30%となっている。

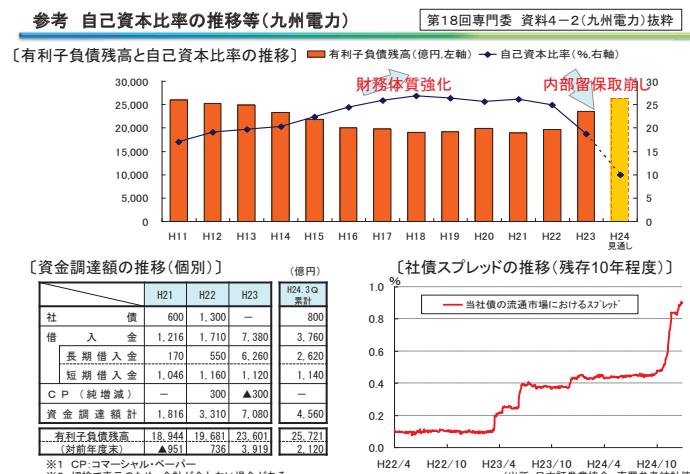
関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 p 77

参考 自己資本比率の推移等(関西電力)



関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案 p 78

参考 自己資本比率の推移等(九州電力)



4. 購入電力料について

○査定方針案では、日本原子力発電株式会社に支払う、購入電力料に含まれる人件費を関西電力株式会社と同等に合理化しているが、日本原子力発電株式会社自体が行う役員報酬及び人件費の削減幅等の合理化の内容を、より明確に定量的に説明すべきである。

1. 関西電力が日本原電⁴に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は原価に算入されていない。他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が原価算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、原価に算入することを認めることが適当である。

①発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。

②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。

2. また、関西電力が契約している敦賀発電所は、発電設備としては健全な状態にあり、日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、発電再開に向けた準備を実施中である。さらに、原子力規制委員会の有識者会合において、敦賀発電所敷地内破碎帯の評価が行われているところであるが、現時点で、原子力規制委員会との最終的な結論は出されていない。

3. 他方で、関西電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、関西電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、原価から減額する。

4. とりわけ、日本原電については、関西電力の関連会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、関西電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、関西電力のコスト削減努力に照らし、10%減額する。

5. 特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人あたり報酬額2800万円を関西電力同様、国家公務員指定職と同水準(1800万円)とするとともに、関西電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については原価算入を認めない。また、一人あたり従業員給与については、現行780万円であるところ、関西電力の査定後の水準である627万円まで原価を減額する。

⁴日本原電は、電力9社と電源開発等が出資し、我が国で初めて商業用原子力発電所を建設した会社である。また、同社は設立以来配当を行っておらず、効率化による効果は購入電力料に反映している。

6. なお、査定方針案も踏まえ、さらに関西電力が日本原電と交渉した結果、平成25年度の受給契約において、工事の一部を翌年度以降に繰り延べることなどにより、査定方針案で示された金額からさらに減額されることとなった。

7. 以上により、関西電力が日本原電に支払う原子力発電に係る購入電力料の申請額からの削減額は、25億円となる。

5. 電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、見込みと実績の乖離

○節電や省エネ行動による需要削減効果が料金に与える影響について、査定方針案は、一定の仮定において試算し、料金が上がる 것을確認しているが、この試算の内容を具体的に分かりやすく説明すべきである。

同時に、この試算を誤解して節電が料金の支払い額までも増加させるといった認識が広まらないよう、節電により使用電力量を減少させれば、電気料金の支払い額を減少し得ることも説明すべきである。

なお、節電が広範囲に定着するのであれば、長期的には、設備投資の抑制等により原価が低減し、料金を下げる可能性があることも説明すべきである。

1. 今般の認可申請に当たっては、両社からピーク対応料金メニューの設定（関西電力は昨夏に設定済み）や夜間蓄熱要件の廃止やオール電化割引の新規加入の停止が表明されているが、査定方針案においては「原価算定期間に於いて、これらのメニューが想定以上の効果を發揮する場合、料金が引き下がるのではないかとの指摘もあったが、一定の仮定において試算した結果、むしろ値上げとなることが確認されたことから、更なる需要削減の効果は織り込む必要はないと考えられる」との検証結果が示されている。

(参考) 需要抑制の深掘りに伴う短期的料金影響

58

- ・前提需要は蓋然性の高い想定を行っているが、需要抑制による電気料金への影響を検証。
 - ・短期的にみれば、発電所等の設備形成に係る固定費の削減は困難であるが、一方で、燃料単価の高い火力発電所の稼動を抑制することになると考えられる。
- ⇒一定の前提をおいた試算であるが、例えば、規制分野・自由化分野共に1%需要が抑制された場合、火力燃料費の減少があるものの、販売電力量も合わせて減少するため、規制分野の平均単価はわずかながら上昇(22.9円/kWh→23.0円/kWh)。

<昼間(7~23時)の電力量が1%抑制された場合の燃料費節減効果の試算【規制分野】>

[更なる需要抑制の試算]

電力量：規制分野の昼間(7~23時)電力量(3ヵ年平均) 約400億kWh × 1% = 約4億kWh
 原価：約4億kWh × 自社石油火力単価約15円/kWh = 約60億円

	申請	更なる需要抑制	左記反映後
原価(A)	12,324億円	▲60億円	12,264億円
電力量(B)	537億kWh	▲4億kWh	533億kWh
単価(C)=(A)/(B)	22.9円/kWh	—	23.0円/kWh

232

【参考】需要抑制の深掘りに伴う短期的料金影響

39

- 需要抑制の深掘りによる短期的な電気料金への影響を検証。
- 発電所等の設備形成に係る固定費の削減は困難であるが、燃料単価の高い火力発電所の稼働抑制により燃料費が減少すると考えられる。
- 仮に、規制部門・自由化部門共に1%需要が抑制された場合、燃料費が減少するものの、販売電力量の減少により固定費単価が増加するため、規制部門の平均単価はわずかに増加。

[昼間(8~22時)の電力量が1%抑制された場合の燃料費削減効果の試算(規制部門)]

・更なる需要抑制の試算

$$\begin{array}{l} \text{電力量 : } 235\text{億kWh}^{\ast 1} \times 1\% = \text{約2億kWh} \\ \text{原価 : 約2億kWh} \times \text{約17円/kWh}^{\ast 2} = \text{約34億円} \end{array}$$

※1 規制部門の昼間(8~22時)電力量(3ヵ年平均)
 ※2 自社石油火力単価

	申請原価	更なる需要抑制	需要抑制反映後
原価(A)	7,561億円	▲34億円	7,527億円
電力量(B)	350億kWh	▲2億kWh	348億kWh
単価(C)=(A)/(B)	21.59円/kWh	—	21.63円/kWh

2. 上記の試算は、原価構成や料金メニュー構成は、試算の前後で同一とするなど、料金改定後の料金メニューを前提として原価算定期間における短期的な需要抑制効果を試算したものであるところ、今後、需要抑制に資する様々な料金メニューが導入・活用され、抑制効果が拡大すれば、長期的には設備投資の抑制等により、電気料金単価の低減につながると考えられる。

3. なお、個別の需要家にとっては、節電による使用電力量の抑制が電気料金の支払い額の軽減につながることは事実であり、電力会社には料金メニューの活用を促すなど節電や負荷平準化に資する丁寧な説明を求めてまいりたい。

6. 新料金体系への移行に向けた情報提供について

○新料金体系への移行に向けた情報提供等について、電力会社が消費者団体等への説明の機会を設定する等、単に情報を公開するだけではなく、個々の消費者に届くよう、積極的に周知・説明することが必要であり、このために十分な周知期間を取るべきである。(再掲)
また、電力会社にも周知・説明の対応を促すべきである。

○さらに、料金改定前に消費者団体等との意見交換会を開催する等、分かりやすい情報提供を行うべきである。また、料金改定の前後を問わず、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明を行うとともに、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

1. 関西電力は、「従来からのコールセンターやホームページ、FAX等に加え、「電気料金お問い合わせ専用ダイヤル」を値上げの申請日に設置し、丁寧なご説明に努めている」、九州電力は、「窓口となる営業所体制を強化して丁寧な説明を実施している」とのことである。

2. また、関西電力によると「消費者団体等への説明会については、3団体に対し、延べ5回開催。約250名が参加。詳細なご説明を希望されるお客様への個別訪問等については、消費者団体に対し、約170団体、延べ約240人を対象に実施。加えて、自治体、約530箇所（部局課単位）、その他各種団体約1,600団体を対象に訪問し説明した」とのことである。

3. 九州電力によると「消費者団体等について、説明会等は申請後、85団体に対し延べ87回開催し、1,449名が参加。個別訪問等は申請後、約160団体、延べ約240名を対象に実施。加えて、自治体や経済団体、地域の町内会等に対しても説明活動を行っており、これまでに消費者団体と合計で延べ約2万人のお客さまにご説明している」とのことである。

4. また、関西電力、九州電力は、「「電気ご使用量のお知らせ」において、ご使用量やご請求金額（金額の内訳含む）等の料金に関するお知らせに加えて、燃料費調整単価、ニセ社員・不審情報への注意喚起、また夏および冬の節電のお願いや再生可能エネルギー発電促進賦課金等の単価が変更された際の単価、ホームページ上での情報提供、フリーダイヤル変更後の電話番号などお客さまへタイムリーにお知らせすべき内容について、紙面に制約がある中、可能な限りの情報提供を行っている」とのことである。

5. 経済産業省としては、関西電力及び九州電力に対して、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。また、新料金体系の実施日は、十分な周知期間を確保する観点から、5月1日とする。

7. その他

○資産売却について、売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにし、更なる上乗せを行う余地はないか検証すべきである。

1. 関西電力は、「当社が保有する不動産については、設備形成計画上、支障のない範囲で、不要な土地については積極的に売却を推進しており、平成12年度の電気事業法改正（兼業規制撤廃）以降、平成23年度までの11年間で約3,600件、約404万m²、約605億円を売却し、今後も、電気事業ならびに当社グループの成長に資することが見込まれない資産（平成23年度末事業外固定資産の帳簿価格80億円）については、積極的に売却を推進し、平成24・25年で108件、12万8千m²、固定資産評価額ベースで75億円相当の土地売却を検討している（申請時点で保有土地は1億5,606.6万m²、6,535億円）。また、子会社保有の不動産については、事業推進の観点から、資産の必要性を判断しており、全体の1.5%程度にあたる遊休土地についても売却を検討している（子会社保有土地のうち、事業に供していない土地は17億円（約58万m²）。さらに、当社が保有する有価証券については、事業運営上の必要性、地域社会発展への寄与、グループ全体の企業価値や事業運営上の観点から、長期保有を原則として株式を保有しているが、保有意義が乏しいと判断した株式については、市場動向も勘案の上、売却を実施しており、平成19年度以降5年間で約220億円（関係会社を含む保有株式の売却実績については、同期間で約260億円）の売却実績がある（平成24年3月末の保有状況は193銘柄812億円）。なお、以上の取組みについては、プレス発表や電気料金審査専門委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、当社ホームページにも掲載している。株式については、保有意義や市場動向を勘案の上、適宜売却しているため、現時点での今後の予定は決まっていない。また、お客さまや社会の皆さまのご意見を真摯に受け止め、必要な情報開示と分かりやすい説明に努めてまいりたい」とのことである。